

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第28回会合議事録

日 時：平成27年4月28日（火）16：30～18：30

場 所：内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、尾花委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、矢橋委員代理、河田委員代理、吉川委員代理

（内閣府）：武川統括官、安田審議官、村田参事官

（オブザーバー）：

内閣官房IT総合戦略室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省秘書課政策評価企画室専門官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長（併）参事官（青少年健全育成担当）、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長

議事次第

1. 開会

2. 議題

（1）報告案件

（2）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況（平成26年度）について

（3）青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）に対する意見の概要について

（4）青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）のとりまとめについて

（5）その他

3. 武川内閣府政策統括官あいさつ

4. 閉会

○清水座長 それでは、定刻になりましたので、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の第28回を開催させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。最初に委員の出欠状況につきまして事務局からお願いします。

○村田参事官 それでは、御説明致します。

その前に、3月20日付で前任の山岸参事官が異動になりまして、後任の村田達哉と申し

ます。宜しくお願い致します。

委員の出欠状況について、御報告致します。本日は五十嵐委員、植山委員、奥山委員、清原委員、半田委員及び別所委員が御欠席され、奥山委員の代理で矢橋様、半田委員の代理で河田様、別所委員の代理で吉川様に御出席いただいております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料につきましてお願い致します。

○村田参事官 配付資料でございますが、まず議事次第ですが、2枚目に資料一覧がございます。資料は資料1～資料11までございます。さらに、参考資料が1～5でございます。なお、机上配付資料と致しまして、委員の先生方には先日実施致しました検討会報告書に対するパブリックコメントの御意見、いただいたそのままの内容のもの、基本計画第2次、平成23年8月の当検討会の提言、当該提言において引照された総務省及び経済産業省における検討会の報告書を置かせていただいております。テーブル席の方々のみでございます。不足がございましたら事務局までお申し付け下さい。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途各委員の先生方に御確認をいただきまして、座長に諮った後、公開させていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村田参事官 それでは、そのようにさせていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事次第にございますように報告案件からその他まで5件の議題でございます。最初の議題1は報告事項ですが、2件ございます。

警察庁から説明をお願いします。

○草間情報技術犯罪対策課長補佐 警察庁情報技術犯罪対策課の草間と申します。

それでは、資料1「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」を御説明させていただきます。

資料1の1ページ目をお開き下さい。「図1 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移」を御覧下さい。

出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数は、平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降、届け出制の導入により、事業者の実態把握が推進されたことや事業者の被害防止措置が義務化されたことなどによりまして、平成26年中は152人で、前年と比べて7人、4.4%減少しています。

一方、コミュニティサイトに起因する事案の被害児童数については、平成21年、平成22年当時、被害児童数が多かったゲームサイトを中心に対策が講じられた結果、平成23年以降、減少傾向にあったところですが、平成25年以降、LINE、カカオトークなど、無料通話アプリのIDを交換する掲示板、いわゆるID交換掲示板に起因する犯罪被害が多発するなど、再び増加に転じておりまして、平成26年中は1,421人で、前年と比べ128人、9.9%増加して

います。コミュニティサイトに起因する事案の被害児童数を上半期と下半期で比べてみますと、下半期のほうが増加しており、内訳を見ますと、ID交換掲示板に起因した被害児童数が一定の対策が講じられた結果、下半期に減少した一方で、その他のコミュニティサイトに起因した被害児童数が下半期に増加しています。

被害児童の状況については、円グラフの「図2 罪種別の被害児童数及び割合」を見比べていただければおわかりとなりますように、被害の最も多い罪種については、出会い系サイトでは児童買春で、コミュニティサイトでは青少年保護育成条例となっています。出会い系サイトでは当初から金銭の授受を目的に異性と出会った結果、児童が被害に遭うのに対し、コミュニティサイトでは他人とのコミュニケーションを目的に異性と出会った結果、児童が被疑者の甘言にだまされるなどして、性的被害に遭っている状況があるためと考えられます。

円グラフの「図3 年齢別の被害児童数及び割合」では、コミュニティサイトのほうが出会い系サイトより15歳以下の低年層の割合が多くなっていることがおわかりになると思います。棒グラフの「図4 被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段」では、携帯電話を利用した1,276人のうち1,118人、9割弱がスマートフォンを利用しており、スマートフォンの普及に伴い、児童の利用も多くなっていることがおわかりになると思います。

コミュニティサイトの利用に係る「図5 被害児童への注意・指導状況」では、保護者による注意を受けていなかった被害児童が5割強となっています。また、学校において指導を受けていなかった被害児童が3割強となっており、被害児童の4分の1が不登校であることがおわかりになると思います。

「図6 被害児童のプロフィールの詐称状況」では、異性との出会い等を求めるため、年齢や職業を詐称する被害児童の割合が3割強となっており、平成25年以前と比べ、1割増加しております。

「3 今後の対策」として、出会い系サイトにつきましては、引き続き悪質出会い系サイトの事業者の取り締まりを徹底するとともに、児童被害の温床となっている禁止誘因行為等の書き込み違反に対する取り締まりを継続して参ります。

コミュニティサイト対策につきましては、コミュニティサイト事業者に対し、サイト内監視の強化やゾーニングの導入に向けた働きかけを推進して参ります。特にゾーニングについては、コミュニティサイト事業者が携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用して、ユーザーが18歳未満であることが判明した場合において、大人と児童とのミニメールの制限、他のユーザーから18歳未満のユーザーのIDが検索できなくなる制限、18歳未満のユーザーが他のユーザーのIDを検索できなくする制限などをするものであり、導入する事業者では一定の成果が見られるところであります。しかしながら、児童が利用している携帯電話の利用者登録の名義が親名義の場合や利用者登録をしていない場合には、ゾーニングが有効に機能しない場合があることから、ゾーニングの有効性を高めるため、携帯電話利用者登録を促進することが必要であります。

このほか、最も被害児童数の多いID交換掲示板であるひまトークでは、掲示板の監視に加え、投稿希望者に身分証明書などを送付してもらうことで年齢を確認し、児童の利用を制限する取組を昨年11月から始めました。

今後、その他事業者にも、提供しているサービスに対応した被害防止対策を働きかけていくことが重要であると考えております。また、携帯電話のフィルタリングの設定により、ID交換掲示板等の閲覧を制限できることから、関係省庁、事業者及びEMAなどの関係団体と連携し、児童、保護者、学校関係者等に対し、フィルタリングの普及促進を図り、コミュニティサイトに起因する児童被害の抑止に努めたいと考えております。

児童の中には、年齢や職業を詐称して、出会い系サイトやコミュニティサイトの掲示板等に援助交際や異性との出会いを求める書き込みをするなど、非行が進んでいる児童もおりますので、サイバー補導を積極的に推進し、非行の芽を摘むとともに、インターネットを利用した福祉犯罪の取り締まりも推進して参ります。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

次に内閣府からお願いします。

○村田参事官 それでは、「平成26年度 青少年のインターネット利用環境実態調査結果（概要）」について、資料2に基づいて御説明をさせていただきます。資料は全体で33ページほどございますけれども、既に2月の検討会で速報版につき御説明しておりますので、本日は新しい部分を中心に説明致したいと思います。

1ページ、2ページ目は、それぞれ「目次」「調査概要」になります。調査の実施方法等につきましては、前回説明しておりますので省略をさせていただきます。

新しい部分は、13ページ～16ページの概要8～11及び23ページの概要17でございます。

まず、13ページ「概要8 青少年及び保護者の年齢別の利用状況－1（インターネットの利用率）」どの機器でインターネットをよく利用しているかでございます。赤枠のところでございますが、各機器におけるインターネット利用率を年齢別に見ますと、青少年では10歳～12歳で携帯ゲーム機、折れ線で茶色のところでございますが、11歳のところがピークになり、その後、右下がりになっているという状況でございます。そして、13歳～17歳でスマートフォンが高い。これは赤ですが、大きく右肩上がりになってございます。こういった特徴がございます。保護者では、30歳～54歳でスマートフォン、これも赤でずっと右肩下がり、なだらかに下がっているという状況、そして、55歳～59歳でノートパソコンが高い。これは紫色でございますが、右肩になだらかに上がっている状況ということで、年齢ごとに異なる傾向が見られるということでございます。

14ページの「概要9 青少年及び保護者の年齢別の利用状況－2（インターネット利用内容）」、どのような内容でインターネットをよく利用しているのかでございます。これも赤枠のところを書いてあるところを御説明致しますが、インターネット利用内容を年齢別

に見ますと、青少年では10歳～13歳でゲーム、茶色のところがございます。あまり変化はなく、横になだらかになってはいますが、10歳～13歳ではゲームが高い。15歳～17歳がコミュニケーションで赤です。これは右にずっと上がっていておりますが、15歳～17歳ではコミュニケーションが高いという状況が見られます。保護者では30歳～39歳でコミュニケーション、赤でございますが、40歳～59歳で情報検索、緑が高いということですが、ゲームの茶色のところが右に下がっておりますが、保護者についてはさほど大きな傾向が見られない。青少年については、年齢ごとに異なる傾向が見られる傾向になってございます。

「概要10 青少年及び保護者の年齢別の利用状況－3（インターネット利用時間）」でございます。これも赤枠のところを中心に説明させていただきますが、インターネット利用時間を年齢別に見ますと、青少年では年齢が上がるるとともに高くなる。棒グラフは、平均時間は右にずっと上がっていておりますが、2時間以上の割合は17歳のところで若干下がっております。これは受験のせいなどもあるのかと思いますが、そういった傾向になっております。保護者では30歳～49歳にかけて低くなり、再び50歳～59歳でやや高くなるという傾向を示してございます。

16ページ「概要11 青少年及び保護者の利用状況の比較（インターネット利用内容・機器別）」。青少年と保護者とで利用内容を比較したものでございます。見てわかりやすいかというところもありますが、青少年の青と保護者の赤で一見してかなり形が異なっている。同じ機器でも子供と保護者で利用内容が異なる傾向が見てとれるかと思えます。例えば、スマホ、携帯電話ではコミュニケーションで使われていることが子供も保護者も多いのは当然だと思えますが、スマホについて見ると、青の青少年は動画や音楽視聴、ゲームが外側に大きく張り出して、赤の保護者については、ニュース、情報検索、地図、ナビゲーション、ショッピングが大きく張り出しているという傾向が見られます。タブレット、ノートパソコンでも張り出しているところについては、似たような傾向があるように見られるところがございます。

23ページ「概要17 フィルタリング及び青少年インターネット環境整備法の認知」でございます。フィルタリングの認知は「知っていた」及び「なんとなく知っていた」の合計は9割を超えて増加傾向にあります。青少年インターネット環境整備法の認知については「保護者の義務があることを知っている」及び「保護者の責務があることを知っている」は増加傾向にあります。周知は徐々に進んでいることが認められますけれども、依然として半分以上の保護者が法について、いずれも知らないと回答していること、フィルタリングの認知について「知っていた」の中でも「なんとなく知っていた」が増えているというところが、気になるところかと思っております。

平成26年度は、青少年がスマホを初め、多様な端末でインターネットを利用している実態を踏まえ、調査項目をかなり変更致しましたが、平成27年度については企画分析会議にも図った上で、平成26年度と同様の調査項目を実施することとしております。なお、保護者と青少年のクロス分析ができないかなどの課題をいただいております。既に集計したデータ

で何ができるかをさらに検討をしたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問がございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。

それでは、議題2ですが「(2)『青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画』の進捗状況（平成26年度）について」でございます。

関係府省庁のほうから、それぞれ平成26年度の取組の進捗、フォローアップ状況について御説明をいただきたいと思っております。各省からの説明を続けてお願いしまして、終わりましたところで質疑と意見交換の時間をとりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

それでは、内閣府から平成26年度のフォローアップの概要の全体に係る説明と、内閣府における取組の説明を宜しくお願い致します。

○村田参事官 それでは、平成26年度のフォローアップについて御説明を致します。

まず、全体に係る御説明でございますが、参考資料1と2、これに関連して3というものをお配りさせていただいております。参考資料2は第2次基本計画の項目に沿って、該当施策と実施状況を取りまとめたものでございます。参考資料1はその概要版で、主要な取組について、基本計画の項目に沿って整理をしたものでございます。個々の施策につきましては、これから順次各省庁からフォローアップの報告等として説明がなされますので省略をしますが、各省庁の御説明の際、当該資料についてもあわせて御参照いただければと思っております。

引き続き、内閣府の平成26年度の取組状況について、資料3に基づいて御説明を致します。

内閣府の取組は大きく4つございます。1つは「検討会の開催」についてでございます。平成26年度につきましては、もう御案内のとおりでございますけれども、基本計画の見直し、報告書の作成に向けて6回開催をしております。

2つ目は「広報・啓発活動の実施」でございます。第2次基本計画において、保護者に対する有効な普及啓発支援の検討が新たに設けられたことを踏まえまして、有識者による検討会を開催し、いただいた御意見を踏まえて、リーフレットの改定や関係省庁と連携した「春のあんしんネット一斉行動」等の取組の一環として、地方公共団体、青少年の非行・被害防止全国強調月間の協力・協賛団体等に対する取組の協力依頼などを行ったところでございます。

平成26年度に作成したリーフレットは参考資料3の後ろぐらいに、ちょっと変なところで恐縮でございますけれども、付けさせていただいております。平成26年度は保護者向けリーフレットを作成したわけですが、平成27年度につきましては、A4裏表の簡略版と事業者向けのリーフレットなどを作成することとしております。

3つ目は「国内外の実態調査の実施」でございます。平成26年度「青少年のインターネ

ット利用環境実態調査」につきましては、先ほど御報告を申し上げたとおりでございます。また、厚い冊子でございますが、参考資料4を御参照いただければと思います。また、平成26年度は諸外国の調査ということで「アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリアにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査」の実施を致しております。参考資料5として報告書をお配りしておりますので、御活用いただければと思います。

4つ目が、青少年インターネット利用環境に係る地方連携支援事業でございます。平成26年度は全国6カ所で地方連携フォーラムを開催致しました。平成26年度はスマートフォンなどの操作になれ親しんだ高校生や大学生がパネリストとして参加をしていただいて、その意見を議論に反映できる開催方法を何カ所かでとらせていただきました。平成27年度につきましては、全国3カ所で実施することとしておりますが、本年度はフォーラムの開催が地方連携のプラットフォームの定着化につながるやり方を、有識者の意見も聞きながら検討した上で、実施をしたいと考えております。

内閣府からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

続きまして、内閣官房IT室からお願いします。

○濱島参事官 IT室でございます。

資料4のとおり、現在のところも「インターネット上の違法・有害情報対策の広報啓発活動」と致しまして、ポータルサイトを開いております。昨年のこの会合におきまして、情報等が古いということを御指摘いただきまして、現在のところ、ポータルサイトはこのままでございますが、具体的に予算のほうをもう少しいただきまして、リニューアル作業に着手をしてございます。

どんな視点で見直しているかといいますと、今のサイト自体が携帯電話やパソコン中心の閲覧者を前提としたサイト構成になっておりますので、昨今問題になっておりますスマートフォンといったものについても、閲覧ができるようにサイト構成を変更することとしております。

今後、ポータルサイトでございますので、大体の中身ができましたら、関係省庁の情報などもあわせて、関係省庁や民間団体の有益なサイトのほうに的確に誘導できる仕組みづくりを今つくっておるところでございます。引き続き、ラウンドテーブル等について、随時取り組んで参りたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、警察庁からお願いします。

○村瀬少年保護対策室長 警察庁でございます。お手元の資料5を御覧下さい。

警察庁と致しましては、御覧のとおり、大きく3つの柱に沿って施策を進めて参りました。1点目でございますが、教育・啓発の観点でございますが、初めに学校、家庭向けに対しましては、ネットに起因する犯罪被害の防止に向けまして、保護者向けの啓発用リー

フレットを作成致しまして、全国の警察を通じまして保護者等に配布、啓発を行っているところでございます。

さらに、事業者に対する要請と致しましては、せんだって2月に御報告申し上げたとおりでございますけれども、販売店におけるスマートフォン用のフィルタリングの説明・推奨状況調査を実施致しまして、その結果を受けまして、保護者に対する説明等の強化を要請したところでございます。それから、サイバー防犯ボランティアの育成といったことも進めておるところでございます。

続いて「2 犯罪の取締り等の推進（第5の1関係）」でございますが、児童の福祉を害する犯罪の取り締まりといったものをしっかりと進めているところでございます。あわせて子供たちに対しましても、サイバー補導という観点から直接注意、補導するといった取組もしてございます。

最後に「3 違法・有害情報排除対策の推進（第5の2関係）」と致しまして、現在インターネット・ホットラインセンターがございまして、このIHCに対しまして利用者等から違法・有害情報といったものの通報を受け付けまして、警察への通報、サイト管理者等への削除依頼といったものを進めているところでございます。今後もかような取組を進めていく方針でございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

総務省からお願いします。

○吉田消費者行政課長 それでは、資料6-1、6-2に沿って御説明させていただきたいと思っております。

総務省のほうでは、フィルタリングの推進、リテラシーの向上といったところに力を入れて取組を進めてございますけれども、ここでは最近の取組を2点御紹介させていただきたいと思っております。

1つは、内閣府さんを初め、各省と連携して進めております「春のあんしんネット・新学期一斉行動」でございまして、ことしは平成26年、昨年に続き2回目ということで、ことしの2月から実施をしてきてございます。この資料のうち3ページ目までは12月のときの検討会でも御説明しておりますので、省略させていただきまして、平成27年の取組ということで4ページ以降でございます。

「(1) フィルタリングに関する取組の推進」ということでございまして、平成26年度は総務省のICTサービス安心・安全研究会で「青少年インターネットセッション議長レポート」というのを取りまとめてございますので、これを踏まえまして、携帯電話事業者等に改めてフィルタリングの推進等についての徹底をお願いしてございます。

また、昨年12月に携帯電話の販売代理店協会も新たに設立されたということで、店頭での取組ということになりますと、代理店の役割というのも非常に大きくなりますので、ことしの「春のあんしんネット・新学期一斉行動」では、代理店協会のほうにも取組をお願い

い致しまして、協力して行っていたという状況でございます。

「(3) 学校や地域・事業者のサービス提供における普及啓発活動の展開」ということでございますけれども、ことしにつきましては、昨年よりさらに地域に根づいた形での普及啓発活動をできないかということで、取組を進めてきてございまして、特に総務省の場合は各ブロックに総合通信局がございまして、ここでの取組ということにも力を入れてきてございます。

めぐりまして、資料6-1の6ページ目に、実際に各地域での取組状況ということで写真も付けてございますけれども、いろいろなイベント等ともタイアップをして「春のあんしんネット・新学期一斉行動」ということで呼びかけをしていくといったこととか、そういったイベントとか活動が地元のテレビ局に取り上げられて、さらにこういう啓発が増す。こういった動きが広まっていくといったところもございまして、ことしはたくさんの方が集まっているところでの周知ということで、6ページ目の一番右にスクリーンみたいなのが写っていますが、Jリーグの試合のときに「春のあんしんネット・新学期一斉行動」といったことも周知していただいたということがございます。あと、ここには載っておりませんが、プロ野球のオープン戦などでもスクリーンに出していただくといった活動も、総合通信局等々が行う形でやらせていただいているということでございます。

もう一点、資料6-2のほうでございまして、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標」というものを総務省のほうではつくってございまして、特に青少年のリテラシー能力の可視化をしていこうということで、平成23年につくっておりまして、定期的に測定をしていくといったことです。また、測定、指標づくりについては、我が国だけではなくて、例えば国際的なOECDなどの場でもこういった取組を推進していこうといった活動もしてございますが、最初に問題を作成してから3年が経過したということでございまして、この検討会でもいろいろ御議論をいただいているかと思っておりますけれども、青少年をめぐるインターネット環境というのはかなり変化をしてきているという状況もございまして。

2ページ目になりますけれども、そうしたスマートフォンやSNSの急速な普及や端末の多様化などに伴う新たなインターネットリスクの発生、そのような環境変化にILASの内容を改修する必要が生じてきているということで、ここはかなり作業として難しかったのは、結局ILASの新しい環境の変化に合わせるということと、ある程度この指標については継続的に能力を補足していく必要があるということがありまして、継続性と環境の変化への対応ということをどう折り合いを合わせるかということ、平成26年11月からことしの3月にかけて検討致しまして、一応問題の改修を行っております。

実際の問題は2ページ目にありますが、小分類というものに基づいて作成していくことにしておりますけれども、こういった項目についても、今の実態に合わせた形で、よりきめの細かいものにしていくという形にしてきてございます。

3ページにございますけれども、新しい改修したテスト問題につきましては、ことしの

6月～7月にかけて、全国の高校1年生に対してテストを実施していきたいということでございまして、昨年度でいきますと、22校、約3,700人にテストを実施したということになっておりますけれども、問題を新しくするだけではなくて、テストを受けていただく方の数も大幅にふやしてきて、1万人ぐらいを目指す感じでやっていきたいということで、今準備を進めている次第でございます。

このほか、総務省のほうでは、先ほども申しました「青少年インターネットセッション議長レポート」をまとめましたICTサービス安心・安全研究会を定期的に開催しております、ここで青少年の問題につきましても取組の報告をさせていただいた上で、この研究会でも御議論をいただいている形で取組を進めてございます。

総務省のほうからは以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

続きまして、法務省からお願いします。

○中島専門官 法務省でございます。

法務省は、人権啓発活動と人権相談の2点から主に御説明を致したいと思っております。

まず、人権啓発活動についてでございますけれども、法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げまして、各種啓発活動を実施してまいりました。

平成26年度においても、人権擁護の観点から、インターネットの適正な利用に関する啓発活動の推進として、人権擁護委員が講師となって学校の総合的な学習の時間などを利用して、人権の大切さを子供たちと考える機会となる「人権教室」等、各種啓発事業を通じて、インターネットの適正な利用についての啓発活動を実施しております。

「人権教室」では、子供たちが興味を持ちやすいように、また、人権尊重思想について理解しやすい内容となるように、インターネット上における人権問題についての人権啓発ビデオや啓発冊子等を活用するなど、工夫して実施しております。実際に活用している啓発冊子の内容につきましては、お配りした資料7-2、7-3でございます。

資料7-2を御覧いただきたいと思っておりますけれども、「知ってる？ケータイやインターネットも使い方ひとつで・・・」という漫画で考えるというものにしております。次に資料7-3でございますが、「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」という冊子がございます。子供たちが日常で接する場面をもとに、インターネットと人権について考えてもらうという冊子にしてございます。

続きまして、法務省の人権擁護機関では、人権に関する正しい理解を深めるとともに相談先や救済手続を案内することを目的としたバナー広告を作成し、ブログサイトやSNSサイト等に掲載をいたしました。資料7-4を御覧いただきたいと思っておりますけれども、インターネットのバナー広告で「書き込む前に、考えよう！」というのがございます。また、スマートフォンのところについても「ちょっとまって!!!そのカキコミ、本当に大丈夫？」ということで掲載をするなどしております。

次に、人権相談についてでございますけれども、法務省におきましては、国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省人権擁護局のほか、その下部機関として、全国の法務局・地方法務局に人権擁護部・人権擁護課がございます。法務大臣から委嘱された民間ボランティアである約1万4,000人の人権擁護委員の方々とともに、様々な人権問題に取り組んでいるところでございます。

資料7-5を御覧いただきたいと思っております。

「法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制」というのがございまして、全国の法務局・地方法務局及びその支局等において、面談や電話等で人権相談に応じているほか、子供に関する人権問題専用の相談電話「子どもの人権110番」をフリーダイヤルで設置し、悩みを抱える子供たちが相談しやすい体制を整備しております。平成26年は約2万6,000件の相談が寄せられているところでございます。また、平日の相談時間を延長するとともに、土日にも相談に応じることなどを内容とする全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を年に1回実施しているところでございます。

このほか、全国の小・中学校の全児童・生徒に対しまして、人権相談用の便箋と封筒が一体となった「子どもの人権SOSミニレター」を配付して、子供たちが発信する悩みごとをいち早く受けとめる事業を実施しております。平成26年度の相談件数は現在集計中でございますけれども、平成25年度は約2万件の相談が寄せられたところでございます。加えまして、パソコンや携帯電話から相談できるインターネット人権相談受付窓口、SOS-eメールを開設しております。

最後でございますが、資料7-1を御覧いただきたいと思っております。

資料7-1は「法務省人権擁護機関による人権侵害情報への対応」でございまして、人権侵害情報への対応として、ただいま説明しました人権相談などを端緒として、人権侵害の疑いがあると認められるような事案につきましては、人権侵犯事件として調査を開始して、調査の結果、人権侵害の事実が認められた場合は救済のための適切な措置を講じているところでございます。

インターネット上における名誉毀損、プライバシー侵害等の人権侵害情報に関しても、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について被害者に助言しているほか、表現の自由に配慮しながら、事案に応じて、プロバイダ等に対し、当該情報の削除を要請する取組を行っております。子供以外からの相談も含みますけれども、昨年寄せられたインターネット上の人権侵害情報に関する相談件数は約4,400件でございました。人権侵犯事件として立件したのは、このうち約1,400件でございます。さらに1,400件のうち、プロバイダ等に対し、人権侵害情報の削除を要請した件数は167件となっております。

法務省からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省からお願いします。

○泉参事官 文部科学省でございます。資料 8-1～8-5 までを用いて説明させていただきます。主に使う資料はピンク色の資料 8-1 でございます。右肩に資料 8-1 と番号は振っているのですが、番号の位置が少し内側にめり込んでおりまして探しにくいかもしれません。ピンク色の 1 枚紙の資料 8-1 でございます。こちらを用いて説明をさせていただきます。

左上の「1. 情報モラル教育の推進」でございます。学習指導要領などの実施、情報モラル教育に関します指導の充実を図る取組を推進しております。昨年度の取組としましては、1 つ目の「◆学習指導要領等の実施」と致しまして、学習指導要領の円滑な実施について周知を図るために、平成26年7月と11月の二度にわたって、都道府県、指定都市の指導主事などを対象としました会議におきまして、情報モラルに関する指導事例の紹介、あるいは指導の参考となる資料の配付などを行っているところでございます。

「2. ネット上のいじめへの対応」でございます。「◆いじめ防止対策推進法の施行・いじめ防止基本方針の策定」という欄がございますが、これは当然のことと致しまして、昨年度の取組と致しまして、2 つ目の「◆『全国いじめ問題子供サミット』の開催」がございます。いじめの問題に主体的に取り組むリーダーとなる児童・生徒を育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するということから、SNS上でのいじめの問題を含め、いじめの問題にどう立ち向かうかをテーマに、全国いじめ問題子供サミットを開催致しました。

また、その下の「◆学校ネットパトロールの取組支援」でございますが、昨年度よりいじめ対策等総合推進事業の一環としまして、都道府県、指定都市におきますネットパトロール監視員や、民間の専門機関の活用などによる学校ネットパトロールの取組への支援を実施しております。詳細につきましては、次の資料 8-2 にございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、同じ資料 8-1 の右側「4. 子供や保護者への啓発」でございます。先ほど総務省から御紹介がありました 1 つ目の「◆春のあんしんネット新学期一斉行動」でございます。春の卒業、進学、新入学の時期に合わせまして、啓発活動を集中的に実施させていただいており、文部科学省におきましても、PTA、各学校などへの御協力をお願いしたところでございます。

また、2 つ目の「◆子供のための情報モラル育成プロジェクト」でございます。緑色のロゴマークが載っておりますけれども、当時の文部科学副大臣がプロジェクトチームを立ち上げられまして、子供たちのスマートフォンなどの利用に関するトラブルに対応するため、スローガンを作成致しました。「考えよう 家族みんなで スマホのルール」としてございます。そのスローガンとロゴマークの制作を致しまして、平成26年8月から教育委員会、関係団体、企業などと連携した取組を開始しております。11月にはJリーグの横浜F・マリノス日産スタジアムで、地元の中学生が横断幕を持ちましてスタジアムを行進したり、あるいはオーロラビジョンにロゴマークとスローガンを掲載して、場内アナウンスで取組

を紹介いただくなどの御協力もいただきました。また、全国の主要な鉄道会社の駅のポスターへのロゴマークの掲載など、さまざまな取組について御協力をいただいております、現在66団体の御協力をいただいておりますというところでございます。

3つ目の「◆地域における啓発活動」でございます。「ネットモラルキャラバン隊」ですが、平成23年度から実施しております4年目の事業でございます。昨年度は7カ所で実施を致しました。本ネットモラルキャラバン隊は、PTAの御協力をいただきましたほか、総務省の地方総合通信局にも御協力をいただいております。年々地域の啓発活動に關しまして、手応えを感じている事業でございます。

その下の「青少年安心ネット・ワークショップ」でございます。中学生などの当事者が議論などを通じて、当事者がインターネットの有効な利用法などを発信していただくというものでございます。こちらは3カ所で行いました。

3つ目の「ネット対策地域支援」は、地域のいろいろな関係者がコンソーシアムの形でネットワークをつくって、それぞれの地域の実情に合った先進的な有害環境対策を行っていただくというものでございます。こちらは7カ所で実施を致しました。

4点目「◆スマートフォン対策を含む啓発資料の作成・配布」でございます。これは付けております資料8-4と8-5でございます。A4版で配布を致しましたが、実際はA2の大きなサイズのポスターにして、全国の小学校、中学校、高等学校全てに配付をさせていただいております。小中学生版が8-4でございます、8-5が高校生版ということになっております。

小中学生版のテーマと致しましては、ネットを通じたいじめ被害のこと、SNSの危険なこと、第3にネット依存を取り上げたものということ。高校生用のテーマと致しましては、いじめ、リベンジポルノに関する問題、また、ネットを通じたいじめ被害、不適切な投稿に関する問題を取り上げたものとしまして、それぞれテーマの選択につきましては、外部有識者の皆様の意見も踏まえて決定をさせていただいたところでございます。

各学校からもう少し送ってほしいとか、いろいろ反響をいただいておりますけれども、これは文部科学省のホームページからも自由にダウンロードできるように致しまして、自由に御活用いただける形としております。また、携帯電話、スマートフォンから見ることができる専用ページも開設を致しましたので、さらに活用いただける形になったと思っております。さらに努力をして参りたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

最後に、経済産業省からお願いします。

○佐野情報経済課長 経済産業省でございます。

資料9-1を御覧いただければと思います。私ども経産省では、主にフィルタリングの普及に向けた取組をやっておりますけれども、上のほうを御覧いただければと思いますが、青少年による機器の利用実態調査を実施しております、その結果を事業者にフィー

ドバックをしまして、望ましいフィルタリング提供に向けた取組を促進していくということでございまして、平成26年度の調査によりますと、フィルタリングの利用率がございしますが、平成24年度が19.8%、平成25年度が21.7%でございましたが、平成26年度は24.9%ということで若干ながら上昇しているところでございます。

それから、年に2回程度インターネット接続機器のフィルタリングの対応状況について調査をしております、昨年11月の調査では、パソコン関連が161品目、デジタルテレビが128品目について調査致しまして、フィルタリングが全て措置済みだったということを確認しているところでございます。

2つ目の「◎ フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動の実施」ということでございまして、まず一般向けにフィルタリングの普及啓発セミナーというものをやっております。青少年、保護者、学校関係者等に対しまして、リテラシーの向上、フィルタリングの普及をテーマとしたセミナーを開催しているというものでございまして、平成26年度は27回開催しまして、2,675人の参加を得たところでございます。

2つ目は、指導者向けにも研修会を開催しております、各地域で青少年の教育啓発に取組まず指導者を対象としまして、インターネット接続機器に関するリテラシーを深めていただくということで、平成26年度は8回開催しまして、159人の参加を得たところでございます。右側に、一般向けの普及啓発セミナーの様子の写真がございまして。

最後に「インターネット安全教室の開催」ということで、全国各地のNPOと連携を致しまして、インターネットを安全に利用するための基礎知識を学ぶ機会を提供致しております、平成26年度は95回開催しまして、4,500人程度の参加を得たところでございます。

9-2は参考でございますけれども、ゲーム会社のほうで販売するときに、販売店がフィルタリングの設定に関するお知らせの紙をお配りして、注意喚起を行っているということで、御参考でございます。

説明は以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

関係府省から御説明をいただきましたが、いろいろまとめて御質問、御意見を承りたいと思います。質疑応答の時間をとりたいと思います。どなたからでも結構ですので、宜しくお願いします。

どうぞ。

○国分委員 総務省に質問したいのですが、リテラシー指標は地道な活動で、非常にいいことだと思っております。私どもインターネット協会では、以前からルール&マナーの提唱ということで、子供向けにもいろいろ情報提供とかをやってきましたけれども、オンラインでテストをするということで、主に中学生で、学校のクラス単位で自発的に受検等をしていただいておりますが、累積で10万人ぐらいになっているのですが、そのプリテストでこれまで数千人規模でいろいろ調査をされたということですが、受検者をふやすといいますか、私どもは子供たちのリテラシーを高めるために、できるだけ多くの

子供に受検してもらいたいのですけれども、そのインセンティブでどういうふうに手を打っていくかということで少し悩んでおります。今までやられたのは、主にこの先生方に協力をお願いするという形でやってこられたのか、それとも何かインセンティブでグッズを配るとか、何かいろいろ考えておられるのか、そのあたりを教えていただきたいのです。

○吉田消費者行政課長 残念ながら、総務省は余り予算という面では、グッズを配るとか、なかなかそういうインセンティブは難しいということなのですけれども、いろいろな形で、今、総合通信局のほうが各地のPTAでありますとか、それから、ネットキャラバンなどの場合ですと直接講師で出向いたりといった形で、さまざまな形で、これも文部科学省さんなどとも連携しながら、学校、PTAとのつながりをつくっていただいている。その中でこういった趣旨に御賛同いただいている学校に御協力をいただいて、ことしも一斉行動といったことで、いろいろ関係を深めていきたいと思いますということもやっておりますので、そういった流れの中で御協力していただける学校をふやしていこうという形で、今、やらせていただいている次第でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○尾花委員 御発表いただいた各省庁の皆様のお取組は、1年間拝見させていただいて、スマホの普及がすごく増えているので、それに伴って内容もいろいろ変化に富んでいて、大変すばらしい取組だと思っています。

今日お配りいただいた中にも、内閣府の資料、文科省の資料、法務省の人権の資料といったパンフレットの形で使えるものも、今日配られた中だけでも幾つもあります。例えばマークとかバナーみたいなものが幾つも散見されました。実はこれがばらばらに存在しているので、例えば先週も民生委員の方たちに対しての講習会をしてきたのですが、どこに何があるのだからさっぱりわからないと。

私もそういった講習会の際には、できるだけ情報をまとめて御提示する形で、利用できますということでお教えしたりはするのですけれども、ともするとリンク切れになってしまったりというケースも生じています。本当は国で同じ目的で使えるものに関しては、どこか1カ所を見ると全部ダウンロードできるとか、比較対照して、こちらのほうは今回私が使うのにいいと選べるような、何か一覧になっているものを、これだけ各省庁でいろいろな取組をされているのに、1個になっていないがために、どこかを利用するとどこかに気づかないというパターンにここ数年はずっとなっているので、何かまとめることができないかというのを、今日皆様の御発表を聞いてより一層強く感じました。

○清水座長 ありがとうございます。

この点については、以前の会議でも提案があったのですが、今、特に進んでいないと考えてよろしいのですか。まとめてみましょうという話もあった気がしますが、進んでいる

のでしょうか。お願いします。

○濱島参事官 内閣官房です。

先ほどポータルサイトのほうで御説明させていただきましたけれども、今、スマホ対応のサイトを構築しようとしていて、そのこのところ入り口をしっかりとつくって、各省でこういったすばらしいコンテンツができていますので、誘導できるようにすることによって、1カ所で見られる形にできないかということは検討しております。

○清水座長 ありがとうございます。

期待しておりますので、宜しくお願いします。

ほかにございましたらお願いします。どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 今、各省庁のお話を聞いたのですけれども、実態についてお知らせしておいたほうがいいのかという気がしますので、一斉行動を始められてもう2年ぐらいたつのですが、スタートしたときは非常にいい雰囲気、各学校現場等も力を入れていたのですが、1年ごとにたっていくと、ただ袋に入れて配付しましたというふうに、教育委員会の立場が非常に熱心さが無い。せっかくこれだけ国の中枢の各省庁さんが頑張っているのに、教育現場である教育委員会がしっかり踏み込んでやっていただかないとまずいのかという気がします。

入学で、私の場合は高校だったのですけれども、合格者説明会というのがありまして、入学式に来なくても合格者説明会は必ず来ますので、そこで配付する様子をずっと見ていたら、袋の中にいろいろな書類が入っていますので後で見えておいて下さい、それはないだろうという話で、そこで2、3分でもいいから、5分でもいいからちょっと学校側が説明して、お手元を開いてみて下さいといったことを、また文科省さんなりがいろいろなところで御指導願えればありがたい。

それと、最近、教員に対するICTのいろいろな勉強会をやっているのですけれども、こういったリーフレットというものをダウンロードできるのはいいのですが、いまだに白黒でダウンロードというのは、ですから、ここにいろいろな種類をいただいたように、それぞれアクセントを付けて、ここは大切だというものはみんなカラーで色分けしてやっているのですが、それが学校現場の先生たちが教材で使うときには全部白黒なのです。だから、どこを強調しているかさっぱりわからない。同じ紙をやるのだったら、もうそろそろ学校現場もカラーコピーぐらい入れて、必要であれば何かやったらどうですかと一応アドバイスはして帰ったのですけれども、それが現状です。予算的なものもあるのですが、その辺は教育現場として対応する。もっともっとほかのものを精査してやるなり、また、反対に保護者団体なりPTA等からの協力をいただいて、そういったカラーコピーができるようにするとか、その辺ももう少し熱心さがあれば、遠慮しなくてどしどし言っていただければ、保護者としては幾らでも協力する方法はありますので、これを放っておくと腰折れになってしまうのかなという気がしますので、関係団体等でいろいろな話がありましたら、ぜひやっていただきたいと思っています。

文科省のほうで、学習指導要領の関連と同時に情報モラルのほうで、授業として子供たちの教科書の中にこういったモラル教育が入ってきたことに関しては非常に感謝しています。これは子供たちにとっては一番目につくところなので、この教育をぜひやっていって下さい。ただ、教員の問題だけはもう少ししっかり指導していただかないと、以前、私たちがLINEは危ないから、フィルターがかかっていないので、LINEの使用を一時期とめようかとPTAのほうで考えたところが、先生たちは便利だからというのでLINEを使っていた。そうすると、今度条例でもうLINEは禁止になったと。そうですか、すごいなと思ったら、教員が問題を起こしたからと。こういった次元の低い発想ではないような、もう少しレベルの高い、せっかくこれだけありましたので、本当にここのお話で聞いていることを各都道府県でいろいろな方に会うたびにお話ししてあげたいのだけれども、何かジレンマがすごいその境にあって、悔しくて悔しくてしょうがないのですが、せめてここでお集まりの各省庁さんはここで投げ出さずに、もう少しこのまま継続していろいろなお力をいただければ、将来の子供にとってはいい形になるのではないかと考えております。

以上です。

○清水座長 貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、時間の関係もございませうので、議題3に移りたいと思います。

「(3) 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書(案)に対する意見の概要について」でございます。

事務局より当該意見の概要について、御説明をお願いします。

○村田参事官 それでは、事務局のほうからパブリックコメントの実施結果の概要について、御説明をさせていただきたいと思います。

資料は10番の関係です。資料10-1は無効なもの、報告書とは無関係なものを除く、いただいた全ての意見を要約したものでございます。資料10-2はいただいた御意見を要約、集約し、短くまとめたものでございます。さらに、机上にはいただいた全ての意見をそのまま記載したもの、個人情報除いておりますけれども、そういったものをお配りさせていただいております。以下、基本的に資料10-2に従って御説明をさせていただきます。適宜資料10-1を参照しながらお聞きいただければと思います。

パブリックコメントにつきましては、4月3日から20日までの18日間行いました。いただいた御意見は個人42件、団体3件で、同じ方から2回以上いただいた場合は1件と数えてございます。内容別には81件、一人の方から複数の内容の御意見をいただいた場合は複数回数数えてございます。いただいた御意見については「1. 総論関連」から「5. その他」までの5つに分類、整理させていただきました。

いただいた御意見の内容を説明して参ります。まず「1. 総論関連」でございますが、「1-1 個人の人権や表現の自由等を尊重すべきであり、(これ以上の)規制には反対」。これは明確に切るの難しいのですが、資料10-1の1~12、13番ぐらいまでの御意見を、いろいろなニュアンスで書いてございますが、まとめさせていただいたものでございます。

総論関連の「1-2 過度な表現規制が懸念されることや有効性の観点からも、法律改正や規制強化の前に、インターネットに関する教育・啓発を優先させるべき」。これは、13番～23番ぐらいまでの御意見を集約させていただいたものでございます。

「1-3 公衆無線LAN等多様なインターネット接続環境においても、フィルタリング等の青少年保護に係る取組が継ぎ目なく提供されることが望ましい」。これは、24番、25番、26番あたりの御意見を集約させていただいたものでございます。総論関連は32件でございます。

「2. 教育・啓発関連（14件）」でございます。2-1 でございますけれども、「IT化の流れの中で、幼い子供にも情報社会の良いところ、悪いところを教えるなど、今の時代に合ったインターネット・リテラシー教育を十分に行うことが必要。また、インターネットを介した不法行為に深刻なペナルティが科せられることを周知徹底すべき」。これは、33番～39番あたりの御意見を集約させていただいたものでございます。

「2-2 インターネットの問題以前に、しつけや、悪質な情報に接してもそれに惑わされないような教育をすることが必要」。これは、40番、41番、42番、43番あたりの御意見を集約させていただいたものでございます。

「2-3 保護者や教師のインターネット・リテラシーの向上が大事だが、急速な社会の進展についてこられていない現状が課題」。44番、45番、46番あたりから引かせていただいた御意見でございます。

「3. フィルタリング関連（11件）」でございます。「3-1 フィルタリングは技術的に不完全で、その役割は補助的と位置付けるべきである。また、フィルタリングの範囲を適切に定めるとともに、フィルタリングをストレスなく使用できるよう改善すべきである」。これは、47番～52番あたりの意見を集約させていただいたものでございます。

「3-2 フィルタリングは一律ではなく、年齢別やレベル別に適用できるようにすべき。レベルを測る試験制度の導入も望ましい。ネットの利用履歴等から自動的に青少年かを認識してフィルタリング機能を作動させるシステムの開発を行うべきだと思う」。これは、53番とか54番の意見をもとにまとめたものでございます。

「4. 違法・有害情報関連」は11件でございます。「4-1 『有害情報』について、その基準や誰が定義するのかが不明確であり、恣意的な運用につながる可能性が高いと考える」。これは、58番～66番あたりの御意見を集約させていただいたものでございます。

「4-2 児童ポルノの自撮りが増えていることに関して、具体的にどのような画像が児童ポルノとみなされるのか、定義等を青少年に教育する機会を設けるべき」。これは、67番あたりの御意見でございます。

「5. その他（13件）」でございます。「5-1 インターネットと若者の問題（いじめや有害情報の拡散等）との関連性について、科学的・統計学的な更なる調査や海外での先行事例などを検証して、規制緩和も含めて見直すべきだろう」。これは、69番～73番あたりの御意見をもとに集約したものでございます。

「5-2 インターネットやソーシャルメディアへの依存を精神的な病気ととらえ、予防のための環境整備、治療法の開発、医師・カウンセラーの養成や学校への配置を積極的に行うべき」。これは、74番が一番近い、依存の問題は75番も若干そういった御意見かと受けとめております。

「5-3 『ミニメールの内容確認』は、たとえ民間団体であっても『通信の内容を知り、それを治安当局に届けて摘発・監視対象とする』のであれば、事実上の『官による検閲』と同じ事ではないか」。これは76番の御意見でございます。

「5-4 規制を行う前に中学校の義務教育段階でネットリテラシーなどの情報科目を必修化し、その上で18歳未満の携帯電話等は事業者側で例外なくフィルタリングを行うよう義務化すべき」。これは、77番の意見をもとに要約したものでございます。

いただいた内容の御説明は以上でございます。

非常に有意義な御意見や、若干誤解に基づいている御意見もあるのかと感じましたけれども、御意見は御意見としていただいておりますので、このような形で集約をさせていただきました。

資料10-2につきましては、資料の体裁にもございまして、報告書の81ページ、82ページとし、報告書と一体化して載せる予定でございまして、このやり方は平成23年8月に報告書を出していただきましたが、その形と同じような形を考えてございます。また、資料10-1については、パブリックコメントの結果として電子政府の総合窓口、e-Govのホームページ上に公表する予定で作成したものでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

パブリックコメントについて御説明いただきましたが、御質問、御意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

かなり関心が高かったと思われそうですが、報告書の中にも入るといいますので、そのときに御意見いただいてもよろしいかと思えます。どうぞ。

○尾花委員 4-2にある「児童ポルノの自画撮りが増えていることに関して、具体的などのような画像が児童ポルノとみなされるのか、定義等を青少年に教育する機会を設けるべき」というのは、現場の先生からもそういうお声がすごくあって、教育しづらいとおっしゃるのです。何かいい方法はないかと。

でも、教育しづらいかな、私はなぜ教育しづらいのですかというお話をしている、裸の写真を見せると言っているわけでもないし、本当の事件の実例を生々と語れと言っているわけでもないし、ましてや性的表現を保健体育の時間のようにしろと言っているわけでもなく、法律に基づいて淡々と説明すればいい、全然説明しづらいものではないですというお話を改めてすると、ようやく納得して下さるといってケースがこここのところ何件も続いているので、この「定義等を青少年に教育する機会を設けるべき」と多分学校側も思っている。現場の保護者の方も思っている。

でも、どうもポルノという名称がよくないのかもしれないのですが、みんな説明しづらいものとして、最初から踏み込まないようにしているという傾向があるようなので、そこを何かうまく表現をできると、この御意見に関してはすっきりするでしょうし、現場の先生や保護者の方たちも、何だ、法律を盾にすればわかりやすいではないかという感じで気づきがあれば、私たちが何かをしなくても、現場で進んでもらえるという印象をちょっと持っていたので、このコメントも同じことをおっしゃっているのではないかという気がして、意見を述べさせていただきました。

○清水座長 ありがとうございます。

貴重な御意見と思えます。ほかにございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、今のパブコメに関連しまして、最後の議題4ですが、報告書（案）の取りまとめについてとなります。事務局から概要について御説明をお願いします。

○村田参事官 それでは、報告書について御説明をさせていただきます。資料11の関係でございます。

資料11-1がパブリックコメントを終了しまして、現時点での最終的な案でございます。同じような資料で11-2をお配りさせていただいておりますが、こちらはパブリックコメントの前に、委員の先生方にはメール等でお送りをさせていただいたと思っておりますが、その際、御了解いただいてパブリックコメントを実施した、その時点からの変更点がわかるように変更箇所を示したものでございます。したがって、以下、その後の変更点を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

今日、警察庁から御報告がございました昨年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策については、パブリックコメントを開始した後の今月16日に公表されたことから、17ページの部分に変更となっております。統計数字と注12のところは罪種別の内訳を記載した関係で若干書きぶりが変わっておりますけれども、内容的には大きな変更はございません。これが17ページの関係でございます。

それ以外は16ページ、これは引用した資料を若干補正したものと若干の字句修正がございしますが、細かく御説明はしませんけれども、40ページ、45ページ、55ページ、これは字句修正等でございますが、内容に変更はございません。また、内閣府が本日報告した実態調査結果についてはパブリックコメント前に公表したものでございますので、前回2月は、これを受けて変更しますということでPになっておりましたが、パブリックコメント前に間に合うように何とか内容に盛り込み、委員の先生方にも御覧いただきました。したがって、その後の変更は致しておりません。

以上が前回以降、そして、パブリックコメント以降の変更についての事務局の御説明でございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

検討会報告書につきましては、何回か御意見をいただきながら事務局でまとめて下さっ

てきたわけですがけれども、本日は現時点での最終案的な報告書となっております。この点につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

代理人の吉川さん。

○吉川代理 今、御説明いただいた内容からすると、パブリックコメントを受けての実質的な大きな修正はなかったということと理解しました。例えば、パブリックコメントの中には総論として表現の自由を尊重すべきという意見などがございますけれども、特段新たな記述が追加されていないということは基本的に既にそのような趣旨は報告書に反映されていると理解してよろしいのでしょうか。

○村田参事官 事務局のほうからお答えします。

事務局としては、今、吉川代理様から御指摘がありましたとおりの理解で修正をできなかったものでございます。

以上でございます。

○清水座長 よろしいでしょうか。

○吉川代理 はい。

○清水座長 このパブコメに関しての修正につきましては、事務局から座長、副座長のほうにはいただいて、意見があるかということとはさせていただいた結果であります。

ほかにごございましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

前回の資料は検討していただいて、またお送りさせていただいて見ていただいた上で、本日は修正の点を御説明させていただいてということになります。本日はできれば資料11-1が検討会の報告書として決定させていただきたいと考えているのですけれども、御意見をいただければありがたく思います。よろしいということであればと思いますが、どうぞ、お願いします。

○国分委員 報告書の内容につきましては、もう事務局の捉え方で全く構わないと思うのですが、パブコメの結果をここに添付するという点について、ここで書かれている総論とかその他もろもろ、先ほど尾花委員が言われた児童ポルノの定義みたいな話も、大昔からさんざん言われてきたことで、有害とは何ですかみたいな話は、青少年有害情報という形で法律の中でちゃんと定義をされていて、あと、都道府県の条例もありということで、一応議論は整理されて、その上でこういう報告書が取りまとめられているので、これがついていると、次の機会にパブコメをとるとまた同じことが出てきて、誤解ということもあるのですけれども、皆さん御存じないということもあるのかもしれないが、何かこういうことに対する答え的なものが、報告書という形でなくてもいいのですけれども、どこかで何かあるべきではないかと思いました。

ちょっと感想ですがけれども、以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

御説明がありましたらお願いします。

○安田審議官 今回の案としては、報告書の一部としてパブリックコメントの結果を取り扱っておりますけれども、この点についてもちょっと検討させていただくことに致したいと思います。また、委員の先生方にこういう取り扱いについては諮らせていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。

事務局で検討して下さるということですが、案ができてパブコメをしました、それについて意見が出ましたといった場合に、修正しなかったというのは明確であったとしても、それぞれの項目に関してこういう観点で改訂しなくてもよかったのだというのが、載せるかどうかは別として整理されておくと、次に検討するときに楽だと思います。

項目があって、意見があったら、その右側にこういう観点で修正の必要はなかったという整理をもしできれば、報告書に入れることではないのですけれども、個人的な意見ですが、そういう整理をしていただければ委員もわかりやすいかなという感じがする。

どうぞ、お願いします。

○村田参事官 政府の施策に対するパブリックコメントについては、通例、御指摘のとおり、パブリックコメントに対して政府の考え方という形で整理をするという形になっております。これは先生方の報告書ですので、事務局のほうで案をお示しして、また諮るということもやり方としてはあるかなと思ったのですが、これはまた後で御説明するのですけれども、基本計画について再度そういったことを実施しようと。そこで総括整理して、同じような意見が来れば、それに対してはきちんとお答えしようと。その際に宙に浮いた御意見があるのであれば、それについての取扱いは問題があるのかと思いますが、事務局のほうとしては、次にやる政府の基本計画に対するパブリックコメントの際に、その考え方を整理させていただこうという考え方で、とりあえずこの日程を進めさせていただいたという状況でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

御意見があって検討するというような御発言もありましたが、報告書を直して下さいという御意見ではなかったと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○国分委員 はい。

○清水座長 どうぞ、お願いします。

○藤原座長代理 今回の点ですけれども、私もパブコメというものの本来持っている意味と、ここで報告書についていかがですかとかけたものと、政省令なり基本計画というものについていかがですかとかけたものと、それはおのずから違うので、先ほど言われたように少し扱い方というか、最終の発表の仕方は考えていいのかなと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

報告書とは別に、発表の際にということの御意見かと思えます。

どうぞ、お願いします。

○安田審議官 それでは、別途発表するという形で、切り離れた形で取り扱わせていただくように検討しますので、またその点についてもこういった形で発表しますということで、

先生方にまた御報告させていただきたいと思います。

○清水座長 どうもありがとうございました。

非常にすっきりした形になったかと思います。どうぞ。

○尾花委員 そのついでに、多分報告書に対してパブコメをもらっても、過去にあったことの報告書なので、それを直す必要が全く私はないとっていて、ただ、そうやって別途にされる場合であれば、今年度の検討会の内容に生かしていくとか、今年度の検討会の中で検討していきますみたいなことを、パブコメに対して御返答される際の最後のまとめでも冒頭でもいいので入れていただくと、コメントをいただいた方の意見がこの場で有効に使われるというイメージができてくるのではないかと思うので、そのあたりのことはお任せしますので、宜しくをお願いします。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございましたらお願いします。どうぞ。

○高橋委員 この問題は、パブコメをとる前から、1年半ぐらい時間がかかったのですが、パブコメの中にもあるのですが、いつもいろいろな外圧的な力を感じるのは、表現の自由という言葉を使って、ネットの自由と一般的な書物に対する表現の自由というものを切り離して考えないと、何もかも自分たちのネットの世界を守るために表現の自由だ、何の自由だということをいつも引き合いに出されて、これがスタートしたときはそうだったのです。それで、法規制ではなくて民間の自主的な規制でスタートさせてほしいということで始まったはずなのに、しばらくしたら、表現の自由に乗っかってしまって、要は業界が楽なほうに楽なほうに、いいほうにいいほうに、もうほとんど規制がないような、自分たちが初めに言っていたものが全部消えてしまったような状況になっている。この辺は明確に、ネットの自由というのと、通常でいう表現の自由というものは、別に考えてもいいのではないかということも考慮していただきたい。

それと、この1年ちょっとの間にいろいろな状況が変わってきているのです。よく曾我さんが言われていた青少年保護・バイ・デザインということで、子供たちをしっかりと守っていこうという話で、一時期みんなスマホが出た段階で私たちも心配したのですけれども、ガラケーが変わってきて、高校生などはガラケーに少し変わってきて、要するに、ある程度フィルタリングがかけやすくなってきた。そしたら、最近はどうガラケーは2017年で製作を中止します。何を考えているのか。要は営業優先という感覚で、業界の自主的な方向性とか、ポリシーみたいなものがみんなぶっ飛んでしまって、要は利益優先的なものに変ってきている。こここのところのちょっとした間に変ってきているのです。

だから、一応今年度は今年度でしょうがないのだろうけれども、この辺は動きが早いのであれば、検討会の結論もできるだけ早目早目にやっていかないと。要は、自分の子供は大丈夫ですと言ったって、もし自分の子供が被害に遭ったらどうするのか、そうやって親が一番初めに騒ぐわけです。そして、人の子は、当然それはもう家でやるべきでしょうと言うけれども、自分の家庭ができていないのに、最後に事件が起きた後にどうなっている

のだと、みんな人のせいにしてしまって、もう教育がどうのこうのと。警察庁がそれは一番苦勞しながらやっていると思うのですが、その辺は私たち保護者団体としては、もっともっと私たち自身が勉強会とか研修会の回数をふやすなりしてやっていって、とにかくみんなで力を合わせていくしかないのだろうと思いますので、このサイクルをあまり長くしてしまうと、パブコメの決定も含めて報告書をつくったら、何かピンぼけすることにならないように、お節介な話かもしれませんが、短期的に少し凝縮していかないと、あまりサイクルを長くすると、もう時代についていけないケースになるかもしれないということだけ、検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見と思います。

私、進行をまとめたと思うのですがけれども、まず本日は11-1を検討会報告書としてお示ししております、これについての修正という御意見はなかったと思いますので、検討会の報告書として決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。ここの決定が本日の主要な議題でございました。昨年2月から8回にわたりまして検討を行ってきて、本日終了となったわけでございます。この間、委員の先生方、オブザーバーの関係府省庁の皆様に変御指導をいただいて、完成したことを厚く御礼申し上げたいと思います。

一応、本日をもちまして報告書というのができたという段階になりますので、今の高橋委員の御意見も、これから私が申します当人の意見として捉えたいと思いますが、最後のまとめが済んだという段階で、今後の展開とかあるいは自分の思いといったことで、御発言を残っている時間でいただければと思っております。自由に御発言いただきたいと思いますが、高橋委員のような、御意見という形を出していただければと思います。どなたからでも結構ですが、宜しくお願いします。

どうぞ、お願いします。曾我委員。

○曾我委員 今日全く話をしていません。というのは、報告書に関してはもうこれでいいと思っています。

問題は、この報告書が青少年保護・バイ・デザインという意思の中で、どのくらい子供を守ろうということが今後に発展していくのかということところが一番大事だと思っているので、この報告書が出た後にどういう動きになるかというのを非常に注視しているというのがあります。

前回の報告書が出た後にLINEの問題が起きて、今までいろいろな問題を解決してきた。非常に時間はかかったのですが、たしかLINEは認定を受けたと聞いています。時間はかかったのですが、では、LINE以外はどうかということ、LINEに主流が行き過ぎて、ほかのカカオトークさんとかその辺は認定を受けているのかという話になるのです。

そうすると、いつもここでターゲットになった、重立ったところということで、その青

少年はもしかしたらカカオトークに行っているかもしれないという考え方になると、どうやって青少年を守ろうとする基本ベースの法律を考えるのかとなると、本当に各企業が真摯に取り組んでいただかない限り無理だということになると、真摯に取り組んでいただけない現状が存在するということを踏まえて、法律とか対処を考えるべきだと思います。

だから、この検討会は確実に一步を進んでいるのですが、それは本当に良心的な企業が協力して下さるからできているところがあって、下さらない企業が非常にまだ多くあるということも根底で考えていただかなければ、本来の解決はないということです。

もう一つ、先ほど高橋委員がおっしゃいましたが、ガラケーがなくなるのであれば、スマホになる。スマホになれば、ガラケーで解決していた問題がスマホで解決していない問題がいまだに残っているわけですから、そこは解決しなければいけない。これがまたいろいろな企業の関係で大きく変わってくる可能性がありますので、それは瞬時に対応していかなければならないのですが、先ほど申し上げた、本当に協力して下さる企業として下さらないところを少し明快にしていくような社会現状をつくっていかないと、何を安心という材料にして保護者は、青少年保護・バイ・デザインという意思を受けながら、守れる環境を手に入れていいのかがわからなくなってくるというふうになりますので、第三者認定がしっかりしているところであるならば、第三者認定をされたところの道具をきちんと使うようにして下さいということをもう少し明確に言っていかなければならない時代になったような気がしますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにどうぞお願いします。代理の方も含めて、自由に御発言いただければと。

どうぞ、お願いします。

○矢橋代理 ありがとうございます。専務理事の奥山にかわりまして、一言申し上げたいと思います。

大変有意義な議論を通じまして、このような報告書ができましたこと、座長を初めと致しまして、関係者の御尽力に改めて感謝をさせていただきます。

私ども事業者と致しましても、今後もフィルタリングの利用の促進のために、一層取り組んで参りたいと考えております。

一方、スマホを初めとします機器の高機能化によりまして、青少年の安心・安全な環境づくりのための課題領域といったものが、以前のように、単に不健全で好ましくないサイトを見に行かせないようにするといった領域から、青少年自身が加害者になり得るといった領域にまで拡大したことに伴いまして、利用者の青少年自身あるいは保護者がみずからの自由で的確な判断に基づいて、いわば賢くこういった機器を使えるという幅広い取組の必要性も、検討会の議論を通じまして、改めて感じている次第でございます。今後とも関係者の皆様の一層の御指導と御協力をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ほかにございましたら。尾花委員。

○尾花委員 今回の報告書の後ろのほうに、「2 青少年インターネット利用環境整備に関する都道府県条例規制事項一覧」があるのですが、結構これは誤解されてしまうのではないかと懸念していて、この表自体は付けておいてすごく有効活用できるものだと思うのですけれども、そもそも法律があるから、多分条例がなくてもやらなければいけないことというのが、義務づけられていることはあるわけなのです。でも、これだけを取り出して見ってしまった人は、多分ほかのパブコメでも誤解があるかなというものもあったのですが、うちの県は何も義務がないのかという形で捉えられてしまうかもしれない。もし、何もなかったら、実は法令に基づいてやってもらっているみたいな備考欄に県のコメントがあったりすると、今後ですけれども、なおさらうれしいのです。

長野県のように、そもそも条例というか、青少年のそういった条例がないところとか、あるいはさまざまな青少年に関しての条例や規制があるにしても、ほとんど努力義務レベルで、強固な指示をしていないようなところは、うちの県は大丈夫かしらと思ってしまう人たちが多分出てくると思うので、何か印で、弱いところに対しては法令順守はちゃんと原則としてやらなければいけないのだという指示は徹底されているみたいなことがあるといいなど。ささいなことなのですけれども、こういうものやるとうちの県がある、なし、○、×というので、県同士の比べっこみたいになってしまうような、残念ながらその比較ができてしまう表でもあるので、何かそういう部分のフォローが、今からではなくてもいいのですけれども、話の收拾がつかないのですが、今後に向けて調査をするときに、調査をする県の担当者に、法令順守はちゃんと義務づけられていますということで、ちょっと安心コメントを一言もらっておくと、印がほとんどついていないところにも備考欄にそれがあれば、安心して見ていただけるかなという気がこの表を見ながらしていました。結構ばらつきがあるので、私もこれはなるほどなと思ったのですが、そんなふうに思った次第でございます。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

別所委員の代理で、吉川さんが来られています、意見はございますか。

○吉川代理 今後の検討というところで申し上げさせていただきます。

さまざまな官民の取組がこれまでも実施されてきているなか、実際にその対策が効果を上げているかどうかというのは、さまざまな指標を用いて効果を検証する必要があるということかと思えます。青少年インターネット環境整備法の趣旨やその後の取組では、青少年を守るということと、青少年のリテラシーをしっかりと向上させて、インターネットを使いこなせるようにするという2本柱でやってきたものと理解しています。リテラシーという意味ではILASを初め、さまざまなものが開発されてきていますし、青少年を守るというところではフィルタリングの利用率が一つの指標になっているかと思えます。

他方で、今日資料1で警察庁さんから御報告をいただきましたように、青少年を守ると

いう上で、一番深刻かつ大事な数字は被害児童数だと考えます。フィルタリングのみならず、被害児童数をしっかり減らすということをより直接的な評価指数としてよいのではないのでしょうか。もちろん違法な情報、有害な情報を見ってしまうということもいけないことではあると思いますが、児童が肉体的に、直接的に被害を受けてしまうというのが何より深刻だと思いますので、資料1に掲載されているような被害児童数をしっかり減らしていくというところも、リテラシーの向上とフィルタリングの利用率というところに加えて、取組を進めていく必要があるかと感じております。

○清水座長 ありがとうございます。

半田委員の代理で、河田さん、お願いします。

○河田代理 半田にかわりまして、一言申し上げます。

まず、報告書につきましては、非常に細かいデータも含めまして、詳細かつわかりやすく取りまとめいただきまして感謝申し上げます。内容につきましては、第2章の3つの基本理念、あるいは5つの基本方針、または5つの施策実施の考え方で尽くされているかと思うのですが、啓発活動の重要性というのはもちろんなのですが、報告書の中もしくはパブコメの中にも、技術的あるいは運用的な問題というのが指摘をされておりました。これにつきましては、安心・安全機能をどのように機器に積み、またはそれを運用していくのかということで、端末のメーカーあるいは通信の事業者、キャリア、もしくは販売のディーラー、それから通信ディーラーでも最近御承知のようにMVNOを含めまして新しい事業も出てきていますし、こういうさまざまな関係者の連携というのが不可欠だと考えております。

また、非常に技術、流通の変化も激しいという中で、こういう連携の動きをどう加速化していくのか、どのようにこのような関係者を巻き込んでいくのか、このあたりが非常に大きな課題かと考えております。先ほど、利害関係云々で、そのあたりは難しい問題があるという御意見もございましたけれども、そのあたりを十分踏まえながら取り組んでいければと考えております。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

副座長の藤原先生からお願いします。

○藤原座長代理 構成員の皆様方のおかげで、報告書としてはいいものができ上がったのではないかと考えています。最後に一言という座長のお言葉ですので、一言だけ感想を申し上げます。

この法律は、7年前に議員立法によってできたものですが、その背景には、インターネット空間の自由と規制のあり方についてのさまざまな考え方があったからだと思います。そこでは、各関係者の役割、親、保護者も含めて、役割が示されていて、重要な手法として、各省庁が関与するところの基本計画というものを位置づけているわけです。私はこのスキーム、全体の構図はなかなか変えられないのではないかと。事の重要性

に鑑みたら変えられないのではないかと考えています。

この7年間というのが、確かに技術があつという間に進展してしまつて、こちらの議論がなかなか追いついていかないぐらいの現状があるというのも認めざるを得ないわけです。ただ、そのときに各関係者というか、我々は3条の理念に書いてある子供が自主的にインターネットの海を泳げるようになるということも非常に大事であると認識すべきで、あまりパターンリスティックになつてもいけないし、かといって放っておいてもいけない。バランスが大切だと思うのです。ですから、もちろん高橋委員等の非常に真摯な焦りに近いお気持ちはとてもよくわかるのですか、さはさりながら、そこで現れるほかの憲法上の価値というのもやはり大切で、ここで一定の価値観だけが先行するということには、この法律は多分なっていないのだろうと思うのです。

だから、理念に立ち返つて、基本計画についての政策評価で、どのぐらいきちんとそれぞれの仕事をこなしているのだろうかということ客観的數字でもつてこれからもチェックしていつて、お叱りを受けるかもしれませんけれども、技術が早いのに何だというご批判もあろうかとは思いますが、この法律ができたときのいきさつから言つても、一步一步積み上げていくしかないのかなというふうに感じております。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

高橋委員。

○高橋委員 本当にこの7年間いろいろあつて、みんなで頑張ろうと言つてやってきたのは、ここ1年ぐらい停滞気味といいますか、ちょっと迫力がなくなったのですけれども、今の段階で保護者がフィルタリングを理解していない、店頭でどういった説明をしているのですかという原点に戻つてしまうわけです。フィルタリングについてちゃんと説明しましたと言つている割には、半分以上が理解していない保護者がいること自体がおかしいのではないかと、まだまだ改善する点がいっぱいあるのではないかと気がします。

そして、第三者機関のフィルタリングというのがありますけれども、もう申請がなければ審査がないのですから、今、この中にも入つていましたEMAというのがありますが、EMAに申請して審査の要請がなければ、もうフィルタリングの審査はないのです。ですから、それが第三者機関なのか、自分たちの会社の中だけの自主的な判断でいくのか。自主的な判断でいくのだったら、何でカカオトーク何て名前が出てくるのだと。会社の中できちんと審査しているはずなのに。

それで前から言つているのは、第三者機関というのは業者とくつつくのではなくて、あくまでも中立の立場できちんと審査できるといった機関を残すのか、残さないのか。今のままだと、もう残りません。これは慈善事業をやっているわけではないので、審査はそれぞれ仕事としてやっていますので、仕事の依頼がなければ、当然もう第三者機関が成り立たない。これをどうするのかということが、今の段階ではうやむやになっているのですけれども、このまま行つたら多分EMAはなくなります。皆さんが必要はないというのだったら、

それはそれで一つの時代の襲来かと思っておりますが、そこはきちっとした第三者機関という立場で、どこに対してもくみしないといったところで、いろいろな審査を平然とやっていけるような、そういったシステムを本当に残したほうがいいのだと思うのだったら、それなりの対応をみんながやっていかないと、こういったふうになし崩し的になってくると、全部なくなってくるのだらうと思っております。

これが時代の潮流かもしれませんけれども、1つ、2つ犠牲にして、新しい技術が出たからそれはそれでいい。ただ、大きなけがはしないように、将来の子供たちにきちっと勉強させて、とにかく健全なネット社会に子供たちが入っていけるように、そういったことを願って始まった話なので、その辺の主流はぜひどういった形になっても残していただきたい。先ほどの審査機関も含めて、今後どういうふうに進めていくのか、また検討していただければありがたいと感じています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○尾花委員 これはどなたにということではなくて、MVNOが去年の今ごろからいろいろ出てきて、もちろんMVNOのフィルタリングに関しての問題ですとか、例えば専門的な知識を持たない販売員がどこまでどういった形で質問に対して答えているとか、あるいは店頭での説明ができていくかということ、1年間ずっと疑問を呈してきたのですけれども、新しい方向性とか発展は、何かこういうことで取組が始まったみたいなことがもしその後見えてきていたら、御存じの方はお教えいただけるとうれしいなど。

SIMフリーがもう5月から始まりますので、ニュース等でSIMフリーのお話をいろいろ取り上げていて、みんなは安い端末を買って、SIMを変えればいいのかみたいなことを語っている方たちもいらっしゃいますし、逆に報道番組でそういったことができる時代になりましたと大々的に言っているケースも見受けられるので、MVNOの動きが大変気になっておりまして、私も勉強不足で喫緊のことが把握できていないので、御存じでしたらお知らせ下さい。

○清水座長 いかがでしょうか。総務省にお願いしていいですか。

○吉田消費者行政課長 御指摘のMVNOの関係でございますけれども、テレコムサービス協会というところに、MVNO事業者の集まりでありますMVNO委員会というのをつくってございまして、そこにはかなり主要なMVNO事業者さんにお入りいただいております。MVNOにおきましてフィルタリングの提供のあり方を、店頭でキャリアが提供するのとは違った側面もありますので、フィルタリングの推奨にかかわるガイドラインを一応3月に完成をしております。MVNO委員会のホームページも出しております。

その概略になりますが、総務省の4月20日にやりましたICTサービス安心・安全研究会のほうでも、一応御報告をいただく形になってございまして、こちらのほうとしては推進の方向性は出たということで、これをできるだけMVNO委員会に入っていらっしゃるMVNO事業者

さんはもちろんですが、それ以外のMVNO事業者の皆様にも広げていきたいと考えてございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

いろいろ大変有意義な議論ができて、ありがとうございました。

そろそろ時間も迫って参りましたので、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○村田参事官 それでは、事務局から、今後の予定につきまして御説明をさせていただきます。

本日、御審議いただきました検討会の報告書につきましては、座長とも御相談の上、宿題もいただきましたので、5月の連休明けころに公表をさせていただきたいと予定をしております。ほぼ同時に、パブリックコメントの結果につきましても公表をする予定でございますが、公表の仕方については宿題をいただきましたので、事務局で検討の上、座長ともお諮りをさせていただきたいと思っております。

検討会の報告書を受けまして、早速基本計画の見直し作業に取りかかりたいと思います。具体的には、政府部内で第3次の基本計画案を作成し、基本計画についてもパブリックコメントを約1カ月間行いまして、本年夏以降に子ども・若者育成支援推進本部において決定することを考えております。

この検討会につきましては、今後委員の皆様方の御意見をいただくような状況が参りましたら、改めて清水座長及び藤原座長代理と御相談の上、検討会の開催の日程を調整させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

以上で本日の議題は終了致しました。最後に、武川共生社会政策担当統括官より、御挨拶をいただきたいと思います。宜しく申し上げます。

○武川政策統括官 共生社会担当の政策統括官の武川でございます。

本日は、委員の皆様方には大変有意義な御議論をありがとうございました。また、平素より青少年のインターネット環境の整備に向けた取組に対しまして御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御案内のとおり、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備につきましては、平成24年7月に決定された第2次の基本計画に基づいて政府と致しましては取組、この3年間一定の成果が上がってきたところでございます。しかしながら、技術は日進月歩でございますし、また、一方で、残念ながらインターネットを通じた犯罪も後を絶たないところでございます。私のやっている各種計画ではなかなか3年で次の計画をつくるというのはないのですが、この分野ではそれぐらいやっついていかないと追いつかないというのを、聞いておりました実感致しました。

政府と致しましては、本検討会での提言をいただきまして、今後第3次の計画を速やか

につくって参りたいと思っております。

先生方におかれましては、本日が一つの区切りということになりますが、今後ともお知恵や御協力をいただきたいと考えております。

最後に、改めましてこれまでの御協力に感謝を申し上げますとともに、今後とも引き続き宜しく御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございました。

武川統括官に御挨拶をいただきました。これをもちまして、第28回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了することができました。

本日は報告書を確定させていただきまして、今後の対応につきましても御意見を多々いただいたところであります。私も検討会に関係しましていつも感じていましたのは、スタート時からいろいろな観点で変わってきておりますが、内閣府の事務局を中心に関係府省が非常によく連携して進めていただけてきたという強い印象を持っております。今後もうこういう体制というのは、この分野では非常に重要ではないかと思っております。

また、ここでまとまったということから考えますと、今の状況は今までとどこが変わっているのか、その対応に関して少し整理をしてみるという時期でもあるのかと思ったり致します。こちらについては、事務局でその都度、整理をして進めてきたということでございますけれども、この報告書がまとまった次の段階ということからしますと、いろいろな新しい案件も出ているという御発言もありますので、整理していくということも必要ではないかと思います。

私としては、青少年のインターネット環境の問題というか、マイナスの面をいかに防ぐかという観点とともに、子供たちが情報端末を使って、プラスの面の利用を大いに促進してほしい。マイナス面に向くという力をプラスに置きかえていただきたいのです。学習にもつながりますし、コミュニケーション能力も新しい時代に対応できるということになりますので、そこに力を入れるような体制ができればいいという思いでございます。

事務局から御説明がありましたように、本検討会としては一区切りがついたというところでございますので、また御連絡が行きましたら、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。